名古屋市告示第513号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2第 5項において準用する同 法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護 機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年10月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

介	護	機	関	名	所 在	地	廃止年月
アー	-スサ7	ポート	名古月	量西	名古屋市中村区鳥居西通 1 ⁻ 地の 2	丁目46番	令和 7年 9月 1日
アー 白	-スサフ	ポート	名古月	量天	名古屋市天白区大坪二丁目1	311番地	令和 7年 9月 1日

2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介	護	機	関	名	所	在	地	廃止年月
<i>7</i> 1	H.X.	ν ~	p.g	Н	/21	,		日
小規模多機能型居宅介護				~ 護	名古屋市守山区守山二丁目12番 2号			令和 7年

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課